

**平成 30 年度**

**第 1 回 大槌町都市計画審議会 議事録**

**日時 平成 30 年 11 月 15 日 (木)**

**午前 10 時から**

**場所 大槌町役場 3 階 大会議室**

会議次第 ----- P. 1

出席者 ----- P. 2

会議録 ----- P. 3

# 平成 30 年度第 1 回大槌町都市計画審議会

日時：平成 30 年 11 月 15 日（木） 午前 10 時から

場所：大槌町役場 3 階 大会議室

## 一 次 第 一

1. 開会

2. 町長あいさつ

3. 会長の選挙

4. 会長あいさつ

5. 会長職務代理選出

6. 付議

7. 議事

議案第 1 号 大槌都市計画安渡地区震災復興土地区画整理事業の変更について

8. その他

9. 閉会

## 出席者

### 委員

会長	社団法人岩手県建築士事務所協会前釜石支部長	岩間 正行
会長職務代理者	大槌商工会長	菊池 良一
委員	大槌町議会議員	澤山美恵子
	大槌町議会議員	阿部 三平
	大槌町議会議員	東梅 康悦
	大槌町議会議員	阿部 俊作
	岩手県沿岸広域振興局土木部長	藤井 幸満

### 事務局

大槌町長	平野 公三
復興局長	那須 智
都市整備課長	川野 重美
復興局復興推進課長	中野 智洋
復興局都市整備課安渡、小枕・伸松地域担当班長	小山 茂樹
復興局都市整備課安渡、小枕・伸松地域担当班 主査	佐藤雄一郎
復興局都市整備課安渡、小枕・伸松地域担当班 主任	廣内 芳久
復興局都市整備課安渡、小枕・伸松地域担当班 主任	松村 大和
復興局都市整備課安渡、小枕・伸松地域担当班 主任	田口 憲司
復興局復興推進課事業推進班長	三浦 徹也
復興局復興推進課事業推進班 主任	菅原 綾雄
復興局復興推進課事業推進班 主任	倉本 和博
復興局復興推進課事業推進班 主事	砂山 剣治

## 会議録

(午前 10 時 00 分 開始)

### ■事務局（復興推進課事業推進班 砂山主事）

皆様おはようございます。本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。定刻となりましたので、これより平成 30 年度第 1 回大槌町都市計画審議会を開催いたします。

本日、司会を務めさせていただきます大槌町復興推進課の砂山と申します。宜しくお願いします。

審議会に先立ちまして出席の皆さまにお願いがございます。携帯電話につきましては、電源をオフにするか、マナーモードに設定をお願いいたします。

次に、配布資料の確認をさせていただきたいと思っております。A 4 縦片面一枚の会場レイアウトが 1 部、A 4 縦ホチキス止めの議案書が 1 部、A 4 横ホチキス止めの説明資料が 1 部となっております。

また、大槌町都市計画審議会では皆さまから委員委嘱の同意をいただいた後の最初の審議会でご委嘱状を交付しております。委嘱状については、時間の都合上、皆さまのお手元にお配りしておりますのでご確認をお願いいたします。任期につきましては、大槌町都市計画審議会条例第 2 条第 2 項の規定に基づき 2 年となっております。委員の皆さま、どうぞよろしくをお願いいたします。

なお、本日は、委員定数 9 名のうち 7 名の出席をいただいておりますので、大槌町都市計画審議会条例第 5 条第 1 項の規定により、この審議会が成立していることをご報告いたします。

それでは、開会にあたりまして大槌町長平野公三よりご挨拶申し上げます。

### ■事務局（平野町長）

改めまして、おはようございます。委員の皆様には大変お忙しい中、大槌町都市計画審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃より大槌町の復興につきまして、ご理解とご協力をいただきまして、改めて感謝を申し上げます。

今、一番気になっているのは、鮭の獲れ高という形になるんですが、報告によりますと去年より良いということなんですが、まあやはり平均に比べると大分少ないということになります。まあこれから時期が寒くなるほど獲れるんじゃないかという希望がありますけれども、それにしてもやはり基幹産業の鮭がどういう形です、まあ獲れるかというのは大きな漁業者もそうですし、加工、そして流通に関わっての大きな影響があるということになります。

12 月に入りますと、千代田区において、まああの大槌フェアという形で開催させてい

ただきますし、計画ですと12月14日には千代田区の区長も参加をいただきながら、鮭まつりをまああの千代田区でやるということまで、まああの一案まで出ておりますので、まああの鮭の町と新巻の町ということでPRできればなあと思っているところでありますけども、鮭の獲れ具合が影響してくるだろうし、12月2日、3日ですか、鮭まつりも準備しておりますので、ぜひそこで多くの来場を受けながら鮭まつりを開催できればなあと希望しているところであります。

本日は、平成30年度1回目の都市計画審議会ということで、大槌都市計画安渡地区震災復興土地区画整理事業の変更について、ご審議をいただくことになっております。

本事業は、震災により甚大な被害を受けた市街地を緊急に復興し、防災性の高い安全・安心なまちの実現を目的とし、地権者の方から土地を分けていただいた中で、区域内の道路や公園などの公共施設や地権者の方の土地を安全で利便性の高いものとしようと整備するものであります。

先日、赤浜地区の事業の工事が終わり、地権者へ新たな土地を割り当てる手続きである換地処分を行いました。今後は、土地と建物の登記、換地について地権者間の不均衡是正のため、金銭による清算を行い、事業の完了という流れとなっております。

安渡地区の事業においても、引き続き、地域住民の皆様、都市計画審議会委員の皆様からご理解とご協力をいただきながら、可能な限り早期の事業完了を目指していきたいと思っております。

本日のご審議にあたり、委員の皆様からの忌憚のないご意見を願いますとともに、あらためて、本日お集まりの皆様にご挨拶申し上げます。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

■事務局（復興推進課事業推進班 砂山主事）

それでは、次第3「会長の選挙」に移ります。

会長の選挙については、大槌町都市計画審議会条例第4条で「審議会に会長を置き、第2条第1項第1号に掲げる者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める」と定めておまして、学識経験者の岩間委員、菊池委員、佐々木委員、河村委員の4名のうちから会長を選挙で決めることとなります。

会長の選挙にあたり、進行は引き続き事務局が務めたいと思っておりますが、委員の皆様いかがでしょうか。

■委員

異議なし。

■事務局（復興推進課事業推進班 砂山主事）

ありがとうございます。それでは、進行は引き続き私が務めさせていただきますので、

よろしくお願いいたします。

会長の選挙につきましては、「委員が選挙する」と定めておりますが、ご意見、ご提案はございますか。

■菊池委員

はい。選挙でなくてもいいかと思います。これまでも都市計画審議会の会長を務めてこられました、豊かな経験と優れた見地をお持ちの岩間委員を推薦したいと思います。いかがでしょうか。

■委員

異議なし。

■事務局（復興推進課事業推進班 砂山主事）

ありがとうございます。ただ今菊池委員から選挙ではなく推薦ということで、岩間委員を会長にとのご意見がございました。異議なしということですので、会長を岩間委員にお願いすることに決定いたします。岩間委員よろしくお願いいたします。

それでは、岩間委員は会長席へご移動をお願いいたします。

（岩間委員、会長席へ移動）

ただ今、会長に就任いただきました岩間委員からご挨拶をいただきますとともに、会の進行をお願いいたします。

岩間会長よろしくお願いいたします。

■岩間会長

はい。それでは改めましておはようございます。今日は何かとお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。何か大変恐縮ですけれども引き続き会長ということで務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

中々この都市計画審議会、計画づくりじゃないもんですから活発な議論というふうにはいかないんですけれども、町の基本的な形とか方向性をですね町民に示すとともに、個人の権利等制限が多くかかってきますので、皆さんの協力いただければより慎重な審議をしたい思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから今日は、えー安渡地区の津波防災拠点市街地形成施設の変更についての審議ということですがけれども、本来は都市計画決定した事項はポンポン変わることはないんですけれども、これは事業の進行上どうしても当然やらなきゃならないということで、えーこれからもあの一社会情勢ころころ変わってくるので、一度都市計画決定した事項

でもう一先を見据えながら勇気を持って変更することもこれから大事なかなと思っていますので、よろしくお願いいたします。

それでは次第に従いまして、進行させていただきたいと思います。

次第5「会長職務代理者選出」ということです。

大槌町都市計画審議会条例第4条第3項に「会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する」と定められております。会長の職務代理者は、会長があらかじめ指名することになっておりますので、前回は職務代理者を務めていただきました菊池委員をぜひ指名させていただきたいと思います。

菊池委員、よろしくお願いいたします。

■菊池委員

はい。分かりました。よろしくお願いいたします。

■岩間会長

それでは、菊池委員を会長の職務代理者に決定いたします。菊池委員、よろしくお願いいたします。

それでは早速ではございますが、次第6「付議」に移りたいと思います。付議についての事務局の説明をお願いします。

■事務局（復興推進課事業推進班 砂山主事）

はい。本日の審議会の付議案件について、町長から会長に付議書を読み上げて付議いたします。平野町長よろしくお願いいたします。

■事務局（平野町長）

大槌都市計画安渡地区震災復興土地地区画整理事業の変更について付議。このことについて、都市計画法第19条第1項の規定により、貴審議会に付議します。なお、同法第17条第2項に基づく意見書は提出されておりました。

（会長へ付議書を手渡す）

■岩間会長

ただ今、付議書をいただきましたので、それでは次第7「議事」に入りたいと思います。議案第1号大槌都市計画安渡地区震災復興土地地区画整理事業の変更について、事務局の説明をお願いします。

■事務局（都市整備課安渡、小枕・伸松地域担当班 廣内主任）

資料の説明を行います大槌町都市整備課の廣内と申します。よろしくお願いいたします。

説明に使う資料はお配りしましたA4横サイズの議案第1号と書かれた資料でご説明いたします。前方のスクリーンには同時に同じものを映し出します。

では着席させていただきまして説明させていただきます。

それでは、議案第1号大槌都市計画安渡地区震災復興土地地区画整理事業の変更について説明します。

表紙をめくりまして、2ページ目、計画書の変更内容からご説明いたします。今回の変更内容は、面積の変更です。変更前の面積約5.9ヘクタールに対し、変更後約5.8ヘクタールとなります。

3ページ目に変更理由を記載しております。都市計画変更図書に記載した全文を記載しております。

4ページ目には、その要約版をえー記載しておりますので、説明は要約版で行いたいと思います。変更の主な要因、造成工事の実施設計による計画変更と急傾斜地崩壊防止施設との区域調整により見直すものです。主な変更内容、今回の変更は区域の縮小と区域の拡大になります。初めに区域の縮小箇所の説明ですが、嵩上げ盛土を必要としない区域について、地区の防災性に影響なく速やかに事業の進捗・復興が図れることから区域を縮小するものです。次に区域の拡大箇所ですが、急傾斜地崩壊防止施設との区域調整により区域を拡大するものです。

次に5ページ目、今回の都市計画変更の内容ですが、区域の縮小箇所は前方のスクリーンで示しておりますこの箇所が区域の縮小箇所になります。一方、区域の拡大箇所はこちらの方になります。

次に6ページ目からこれまでの経過についてご説明します。平成23年12月、東日本大震災津波復興計画基本計画の策定。平成24年5月、東日本大震災津波復興計画実施計画の策定、同年9月、安渡地区震災復興土地地区画整理事業の都市計画の決定。平成25年3月、安渡地区震災復興土地地区画整理事業の事業計画の認可。平成25年度6月に、第1回土地地区画整理審議会を開催しました。平成30年7月までに計15回開催しております。平成25年10月、土地利用意向確認等個別面談の実施。平成26年3月、第1回事業計画変更の認可。平成30年8月には、第5回事業計画変更の認可を受けております。平成26年度8月に、現地工事に着手。平成26年11月、第1回仮換地指定を行いました。仮換地指定は平成30年8月までに計13回指定を行っております。平成26年12月、仮換地（案）個別説明会を実施。平成27年度8月に、大槌都市計画用途地域の変更決定、大槌都市計画地区計画（安渡地区）の決定、安渡地区震災復興土地地区画整理事業の都市計画変更を行いました。平成28年12月、安渡公民館・避難ホールの竣工。平成30年度4月に、大槌都市計画用途地域の変更決定。平成30年5月、地権者説明会を実施しました。説明会では、事業の進捗状況、宅地の引渡し予定、事業計画変更等について説明を行い

ました。平成 30 年 8 月 21 日、第 5 回事業計画変更の認可。懇談会・協議会等の実施状況ですが、安渡地域復興まちづくり懇談会を平成 24 年度から平成 25 年度にかけて計 7 回実施しております。また、安渡地域復興協議会は平成 26 年度から平成 29 年度にかけ計 13 回実施しております。地権者説明会は、平成 30 年度に 1 回実施しております。事業期間ですが、平成 25 年 3 月 7 日から平成 37 年 3 月 31 日までです。なお、この期間には、清算期間 5 年が含まれております。

次に 8 ページ目、都市計画変更決定の流れについてご説明します。平成 30 年 8 月に都市計画の素案を策定しました。その後、都市計画の変更案に係る説明会を 9 月 14 日に開催し、9 月 18 日から 10 月 2 日にかけて都市計画案の縦覧と意見書の受付を行いました。なお、期間中の縦覧者数は 0 人、意見書は提出されなかったことをご報告します。本日 11 月 15 日大槌町都市計画審議会の実施。都市計画決定告示を 12 月に予定しております。

次に 9 ページ目、10 ページ目に現在の進捗状況を記載しております。現場の撮影箇所①②番は隣接する防集団地、大仏様団地から安渡 2 丁目方向を撮影したものです。撮影箇所③は津波拠点側から安渡 3 丁目方向を撮影したものです。撮影箇所④は岩手県さんで現在整備中の災害公営住宅です。建築工事はすでに完了しております、12 月 8 日に内覧会、12 月 20 日に仮の引渡しを予定していると聞いております。

次に 11 ページ目に、計画図の変更内容を記載しております。計画図の変更は、オレンジ色の着色が変更前、赤色の着色が今回の変更後となります。

12 ページ目には、計画図の変更について個別の説明を記載しております。①の区域縮小について、造成工事の実施設計に伴い、嵩上げ盛土を必要としない区域について、地区の防災性に影響なく速やかに事業の進捗・復興が図れることから、区域を縮小するものです。次に②の区域の拡大ですが、急傾斜地崩壊防止施設区域と街区道路及び宅地が接することから災害発生時に接道できるよう区域調整により、区域を拡大するものです。

次に 13 ページ目に、次回の事業計画変更案の内容を記載しております。次回変更の内容は、今回都市計画変更により拡大する区域と工事概成を踏まえ事業収束に向けた変更です。

最後に 14 ページ目に、今後のスケジュールを記載しております。現在の状況は、終盤を迎えました面整備の工事と仮換地指定及び使用収益の開始を順次行っております。平成 30 年 12 月に都市計画決定の告示、同じく平成 30 年 12 月に工事概成となります。その後年明けから第 6 回事業計画変更、換地計画供覧、地権者説明、換地計画縦覧、換地計画認可を経て、平成 32 年 3 月に換地処分・登記、平成 32 年 4 月から清算金の徴収・交付となります。

以上で、議案第 1 号大槌都市計画安渡地区震災復興土地地区画整理事業の変更についての説明は終わります。

■岩間会長

はい。ありがとうございます。えーとただ今事務局から議案第1号について、説明いただきましたけれども、委員の皆さまから何かご質問やご意見はございますでしょうか。

■阿部（俊）委員

ちょっとこの変更理由について、都市計画の進め方とそれから外した部分のその一工事計画に含めなくても工事が進むっていうちょっとその辺をお願いできればと思います。その計画に入った部分と入らない部分で、その違いどうなのかなあとあまり勉強不足で申し訳ないですけどその辺お願いします。

■事務局（都市整備課安渡、小枕・伸松地域担当班 小山班長）

私もどういった説明をしたらいいのかということもあるかもしれませんが、区域をですね入れているところは、自主再建を初めにしちゃったあの一方々なんですね。でここを再度造成するということは非常にですね事業の進捗に影響が及ぼされるということで今回外させていただくことにしました。でそのことによってですね事業費についても当然縮小されることになりまして、工期の進捗も図れるということになります。

■岩間会長

要は区画整理、土地区画整理事業の区域は都市計画で決定しなければならないので、それで今区画整理事業の区域が縮小されたので、えー都市計画決定の変更を整理的にやるという状態。

■事務局（復興局 那須局長）

補足しますけども、まああの会長のおっしゃったとおり区画整理事業の区域っていうのは計画決定で定めることになっておりまして、その中で今回この震災復興土地区画整理事業の大きな特徴は、津波に遭って被災したあの一般的な市街地の再編成とはちょっと違っておりまして、その嵩上げができる、これは津波整地と呼ばれている嵩上げなんですけど、嵩上げすることによって、まあその津波が浸水しない区域まで嵩上げができるっていうのが大きな特徴でして、この津波整地については一般的な宅地造成費っていうのは区画整理事業では対象外なんですけど、今回は認められている。ただ、津波整地に関しまして、その上に乗っている建物の移転補償費っていうのは、これは対象外という話になって、だから今回の安渡地区区画整理事業の初めにあたっては、建物の全壊か半壊か、あるいは元々建っているかという境で最初の区域を決めている。それで最初に決めた区域の中でもすでに再建をしてしまった方がいてですね、これからまたそこを嵩上げすると、その方をまた一旦どっかに移転させて、嵩上げしてまた戻すというような形になるので、その区域の人を今回外したということでございます。

■菊池委員

そうするとあれだ。そこの計画の中に、再建して家を建ててしまったということ？

■事務局（復興局 那須局長）

大規模半壊の家があったんですが、それを改修して直してしまったので、もう一回それを移転させて、あの一やるっていうのは中々できない、難しいっていう判断で、そこを外したということです。

■菊池委員

分かった。了解。

■岩間会長

それでは、その他の方で何かご意見、ご質問ございませんか。

■藤井委員

ちょっとだけあの一12 ページなんですけれども、この区域縮小の図面なんですけれども、これの左の方に道路があって、斜線の中にあの一先ほどえっとすでに復旧が終わった家があって、その右側の真ん中辺にまた道路があって、ここの道路っていうのは先にも続いているんですけれども、ここはスムーズに通れる形になっていると思うんですけどその確認と、それから左の方の道路がこのもう復旧した宅地っていうか、それとあまり段差がない形で上手く使えるようになっているのか、お聞きしたい。

■事務局（都市整備課安渡、小枕・伸松地域担当班 小山班長）

先ほどのお話にありました右側の道路、区域外になります道路については影響ありません。またですね、左側の道路につきましても、右側の区域外になるお宅の家ですね、そちらの方の道路の擦り付けの方はしております。

■藤井委員

分かりました。

■岩間会長

その他、何かございませんか。

え一他には無いようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいでしょうかね。それでは、議案第1号を原案のとおり承認してもよろしいでしょうか。

■委員

異議なし。

■岩間会長

それでは、異議なしということで原案のとおり承認いたします。

続きまして、次第8「その他」ですが、委員の皆様からはないですか。それでは事務局の方から何かございましたら。

■事務局（復興推進課事業推進班 砂山主事）

はい。事務局の方からご連絡いたします。え一次回の都市計画審議会の予定についてですが、来年、平成31年の2月頃を予定しております。

審議案件については、現在調整中でございますので、委員の皆様へは詳細が決まり次第、またご連絡差し上げますので、よろしく願いいたします。

以上です。

■岩間会長

はい。ありがとうございます。

それでは、この辺で平成30年度第1回大槌町都市計画審議会を閉会いたします。本当に皆様、大変お忙しいところありがとうございました。

（午前10時31分 終了）